

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千九百九十八號
明治廿四年十一月廿八日(土曜日)
舊曆辛卯十月廿七日(戊午)
出刊時間 午前六時三十分
入部時間 午前四時三十分
月入部金 三圓七角七分
日入部金 二圓三十分
購読時間 午前二時三十分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面に於て詳細の商況物價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一 枚二圓二角 二箇月前金五圓 三箇月前金七圓 六箇月前金十圓
○ 時事新報社 電話二番五五五ノハ宅電二番五五五ノハ宅電
○ 時事新報社 電話二番五五五ノハ宅電二番五五五ノハ宅電

一行五活字廿四字詰	一日限	六日限	七日以上
二行	十三圓	十一圓	十圓五

本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を購置するより各社同一の記事を掲ぐるものと専ら其獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の事に通信を依頼せずと雖も世間性々此事を知らずして通信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も亦多からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

鐵道買上

聞く所に據れば政府は鐵道買上の事を議し其大要は新に鐵道公債何千萬圓を發行して資金を募集し國中既成未成の鐵道を買ふて政府の一手に所有せんとするの計畫なりと云ふ國の鐵道を官有にするに私利にするの計利害得失に就ては随分議論もあると云ふも其議論は姑く擱き我國今日の事態に於ては商賣上より論ずるも國防上より論ずるも又目下の金融救済法より論ずるも政府の力を以て處分するの外に妙案なきもの如し全國既成の鐵道千餘哩に達したりと云ふも畢竟するに先年來の會社熱に乗じて備に成りたるものにして此千餘の鐵道は未だ以て我商賣社會の交通を満足するに足らざるのみか目下の民力にては更に之を延長し又新設するの見込あらざれば國家永遠の大計に於て商賣上の便利を謀れば一日も捨置けず可き事柄に非ず又鐵道の軍事國防に必要なるは今更云ふまでもあき所なるに今日のまゝにして顧る者なきに於ては内國の軍備に不安心ある尙ほ其上に國防の點より見ても安からざるものある可し例へば山陽鐵道の如き馬關に達して始めて軍國の用を爲す可きに今は會社の實力足らざるが爲りに半途の尾ノ道に中止の姿を爲して西に進むを得ず明日にも東洋問題の本局たる朝鮮支那の邊に事を生じて之に應ずるの急要もあらんに内國の交通は尾ノ道限り云ふ不安も亦甚だしからむ又前に云へる會社流行の熱は國人をして自分不相應の事を企てしめ漫に鐵道株の募集に應じたりと雖も固より資力外の事なれば其株券の大半は借入金に當りて使用せられ轉々幾種の手を經て其借付く處は大小の銀行より外ならず株主は種々無量の金策に奔走して銀行に負債の利子を拂ひ又

一方には會社に向て拂込みの義務を果さんとすれども鐵道の性質として開業多より配分利益の厚きものあらざれば得る所の配分利益は以て負債の利子に足らず況んや拂込の手當に於てを或も叶はぬとして株券を賣放さんとすれども市場の價は始終不景氣にして元金を償ふに足らず進むも退くも唯不足のみにして語る處は不義理と知りながら銀行に向て利子も拂はず元金も返さず押當流れて逃るの外に手段ある可らず故に今日の有様にして唯成行に任ずるときは全國鐵道株の大部分は銀行の負擔に歸して其計算上に利する所なきのみならず數月前より世間に買上論の沙汰を催はしたるが爲めに株券の市價も多少に引上げたる折柄又も其沙汰の立消と爲るもあらば市價は逆に激して非常の下落を致し左きさだに既に已に衰弱したる銀行は此劇變の爲めに一擧して産を破るもの多かる可し財政の紊亂もれより大なるはあし抑も數年來金利低落の爲め自然に會社熱を催はし其餘波遂に今日に至りて株券の持餘し銀行の困難と爲りし其原因を尋れば自から責任の地に立つ者もある可し雖も既往は論じて益あり我輩は唯目下の急を救はんが爲めに其救済者の誰れ彼れを問はずして買上論に賛成の意を表する者あり一度買上と決する上は諸鐵道株の價も拂込高の以下に下るものとなく株主の力に餘るものは之を賣却して多年の苦界を脱し之を抵當に取りたる銀行も計算を整理するに其方法を待べし之を要するに久しく鐵道に吸収せられたる資本を回復して舊時の商業社會に歸せしむるの姿あれば自から商況の不景氣を回復するの端緒とも爲る可し尙ほ其上にも政府にては商用軍用國防の爲めに必要あるときは地運を視て新設し延長するの計畫ありと云へば當に消極的に財政の急を救ふのみならず進んで新に利を興すの用意もあると云ふが故に凡そ世上に對する思想あらんにして之に異議を容るるものはあかる可し過日日本銀行の總裁川田氏も此事を演説して同業の人々へ告げたるよし恰も鄙見に符合したるものにして其演説の通りなれば我輩は悦んで之に同意するものあり但しいよいよ買上の實際に至りては第一その價の標準は如何す可きや、單に拂込の高と定るも例へば山陽九州株の如きは少しく市價の上にするのみにして至極の都合あれども關西株を拂込と云ふとさば餘り寛大に過ぎ日本鐵道株は拂込にて大に迷惑ありと云ふもとやら第二色々協議の上にて株の價は至當の處に定まりたりとして悉皆みれを買上げて純然たる官有にするか又は株主の中に買上を好まざるものも其儘に差置き官民合同の所有にするか鐵道の買上は素より政府の好事にあらず之を民力に任じて能はざるが故に官有に歸せんと云ふまでのみとせば若し民間の有力者が實に資金を投じて事を成す可しと約束する者あれば官民合同は擬置き民間の一社又一個人に向て其所有を許すも本意なれば是等の問題に就ては退々世論の進むに従て鄙見の在る所を開陳す可

官報

○ 陸部區長府縣參事官典獄官特別任用ノ件ヲ裁可シ之ニテ公布セシム
御名 御璽
明治二十四年十一月二十六日
内閣總理大臣伯爵松方正義
內務 大臣伯爵川島雄三郎

勅令第二百三十七號
明治二十三年二月勅令第九號第一條ニ依り那良長ニ任用スルノ件
第一條 現ニ五十二以上ノ年齢ヲ受テル者ニ限リ
第二條 明治二十三年十月勅令第二百二十七號第一條ニ依り府縣參事官並ニ地務主任官ハ現ニ四十四以上ノ年齢ヲ受テル者ニ限リ
第三條 明治二十四年四月勅令第三十七號第一條ニ依り警察官並ニ地務主任官ハ現ニ四十四以上ノ年齢ヲ受テル者ニ限リ
○ 逓信省告示第二百六十六號
一貨幣封入郵便物受取見合印鑑第八十九號
內閣通運會社(下渡)分
右ハ明治二十一年五月十三日信州退分原ニ於テ空難ニ罹リタル處當時屆渡ノ旨今般屆出候條所在發見ノモノハ本省ニ届出ツヘシ
明治二十四年十一月二十七日
逓信大臣伯爵後藤藤三郎

○ 逓信省告示第二百六十七號
來十二月一日ヨリ陸中國南閉伊郡大槌郵便局ヲ大槌郵便電信局トシ其事務ヲ取扱ハシム
明治二十四年十一月二十七日
逓信大臣伯爵後藤藤三郎

海上衝突豫防法

貴族院第一議案として一昨日左の海上衝突豫防法案を同院へ提出したり

總則
本法は海洋と南洋接續の場所とを問はず凡そ航洋船の運航し得べき水上に於ける船舶に適用す
本法中汽船と雖も帆を用いて運轉し汽力を用ひざるも汽船と看做し汽力を用ひるときは帆を用ひざるも汽力を用ひるときは帆と看做すべし
本法中汽船とは凡そ機械的作用に因て運轉する船舶を謂ふ
本法中船舶航行中とは碇泊若しくは繫留又は坐礁膠沙にあらざる場合を謂ふ

第一章 船舶
第一條 船舶に關する規定は天氣の如何に關はらず日没より日出まで必ず遵守すべし此時間中は本法に定めたる汽力航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第二條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第三條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第四條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第五條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第六條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第七條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第八條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第九條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第十條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし

海上衝突豫防法

貴族院第一議案として一昨日左の海上衝突豫防法案を同院へ提出したり

總則
本法は海洋と南洋接續の場所とを問はず凡そ航洋船の運航し得べき水上に於ける船舶に適用す
本法中汽船と雖も帆を用いて運轉し汽力を用ひざるも汽船と看做し汽力を用ひるときは帆を用ひざるも汽力を用ひるときは帆と看做すべし
本法中汽船とは凡そ機械的作用に因て運轉する船舶を謂ふ
本法中船舶航行中とは碇泊若しくは繫留又は坐礁膠沙にあらざる場合を謂ふ

第一章 船舶
第一條 船舶に關する規定は天氣の如何に關はらず日没より日出まで必ず遵守すべし此時間中は本法に定めたる汽力航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第二條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第三條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第四條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第五條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第六條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第七條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第八條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第九條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし
第十條 汽船は航行中必らず左の燈を掲ぐべし

且少くも五海里の距離
第二 右舷に燈を掲ぐ
第三 左舷に燈を掲ぐ
第四 本條第二項第三項
第五 汽船航行中は本條
第六 汽船航行中は本條
第七 汽船航行中は本條
第八 汽船航行中は本條
第九 汽船航行中は本條
第十 汽船航行中は本條